

「花の拠点(はなふる)」の指定管理者候補の選定について

1. 公の施設の概要	名 称 / 花の拠点(はなふる)	所 管 課		
	所 在 地 / 恵庭市南島松828-3 設置目的 / 「花の拠点設置条例」による	恵庭市経済部花と緑・観光課 ☎0123-33-3131 (内線2524)		
2. 公募概要				
申請期間		応募要項配布: 令和4年10月7日 提出期限: 令和4年10月18日		
指定期間(予定)		令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間) ※新規導入		
申 請 条 件	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●花の拠点(はなふる)の運営及びその設備その他これらに類するものの維持管理に関する業務 ●花の拠点(はなふる)の行為許可及び料金徴収等に関する業務 ●花の拠点(はなふる)の主催行事等の実施に関する業務 ●市のカーボン・マネジメントシステムに準じた環境に配慮した施設管理、報告関係の業務 ●センターハウスの空き部屋の利活用に係る業務 ●仕様書、責任の分担表及びリスク分担表に定めるとおり ●上記に掲げるもののほか、管理運営上市が必要と認める業務 		
	利用料金制度	あり		
	管理費用参考額(3年分)	472,860千円(消費税及び地方消費税を含む)		
	選定基準等	「花の拠点(はなふる)」指定管理者応募要項のとおり		
3. 申請結果		申請者数/1団体(企業1)		
4. 選定委員会				
名 称		恵庭市指定管理者候補選定委員会		
設置根拠		恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条及び同条例施行規則第11条		
委 員	区分	氏 名	所 属	備 考
	委員長	広中 敦	恵庭市総務部長	
	外部委員	遠藤 起予子	特定社会保険労務士	学識経験者
	外部委員	新名 孝信	税理士	学識経験者
	外部委員	森田 祐一	弁護士	学識経験者
内部委員	小林 勉	恵庭市水道部長		
開催状況				
区分		開催日時・場所	議 事	出席率
第1回		令和4年10月31日(月) 13:30~14:40 市役所2階 205会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・審査項目の採点について ・指定管理者候補の選定について 	100%
採点結果		70.8 点(100点満点)		
審査の経過		<p>本件においては、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第5号に基づき、公募によらず候補者の選定を行った。</p> <p>選定にあたっては、令和4年10月7日に応募要項を配布し、申請後、所管課で当該団体が資格・要件を満たすことを確認。その後、所管課において審査者を定め、事業計画、収支計画、提案価格及び管理運営体制等について、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、全体協議の上、1団体を候補者案として選定した。(審査者:担当部局から経済部長、同次長、都市公園の管理運営の観点から、建設部長、同次長、花の拠点は本市の花観光の中心であると同時に、本市のシティセールスにおいても大きな役割を果たすことから、シティセールス担当部局として企画振興部次長の5名)</p> <p>令和4年10月31日開催の指定管理者候補選定委員会において、所管課案の候補者及び評価・採点についての検討・審査を行った。各委員に申請者からの申請書及び所管課が行った評価・配点表を配布し、各評価項目に従って逐一詳細な説明を受けながら検討・審査を行った。その結果、所管課における採点結果は適切であり、選定委員会として「株式会社ガーデンシティ恵庭」を指定管理者の候補者として選定した。</p>		
選定した指定管理者の候補者		団体名/株式会社ガーデンシティ恵庭 代表者/代表取締役 松本 耕二		
選定理由		株式会社ガーデンシティ恵庭からの提案からは、募集要項及び仕様書で示した、市が求める事項を十分に認識した事業提案がなされた。特に、本施設の大きな特徴である道内有数のガーデナーらが設計した7つのテーマガーデンは、維持管理に専門性、特殊性が求められるが、申請者はこれまでの実績から各ガーデナーや地元花苗事業者、造園団体との関係性が構築されており、それらとの連携により適切に維持管理できることが確認された。さらに、花の拠点の大きな懸念事項であるセンターハウスの空き部屋の利活用について、既存の子どもの遊び場機能の拡充や利用者から多くあった軽飲食需要を満たし、センターハウス全体を子育て世代の応援施設としての展開は、花の拠点という花のまち恵庭のシンボルの中で、もう一つの魅力である『子育てのまち』を実感できる非常に魅力的なものであり、花の拠点の利用促進及び利用者の満足度向上に大きく寄与する、実効性の高い提案であることが確認された。また、提案価格も基準管理費用を下回っており、指定管理者の候補者として適当であるとして選定した。		
総 評		株式会社ガーデンシティ恵庭は、施設の設置目的や募集要項の趣旨などをよく理解し、施設の運営についても実績を有している。審査項目全般に亘り水準を満たしており、特に、運営に関する業務処理を行う実績やノウハウという点で高い評価を得ており、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断された。 なお、付帯意見として公募によらない候補者選定であることから、事業については当該施設の目的を踏まえ、より効果的に推進することを求めた。		